

## 【環境特別委員会】

### (1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。なお、付託された請願はなかった。また、国立環境研究所を視察した。

#### 〔法律案の審査〕

近年、土壤・地下水、大気等の一般環境中からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをはじめとする多様な有害化学物質が検出されている。これらの物質による健康への影響を未然に防止することが重要な課題となっている。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、有害大気汚染物質による健康への影響を未然に防止するため、中央環境審議会からの中間答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（平成8年1月30日）を受けて提出された。

その内容は、低濃度長期曝露による健康影響が懸念される有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガス規制の対象の拡大、建築物の解体現場等からのアスベストの飛散防止、事故時の措置の充実等について所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業者の自主的取組による有害大気汚染物質対策の有効性、有害大気汚染物質の数と健康影響、情報公開の必要性、指定物質抑制基準設定の考え方、ダイオキシン対策、自動車から排出される窒素酸化物の総量の約3割を占める特殊自動車を規制の対象としなかった理由、低公害車の普及方策、船舶からの排出ガス対策などの問題について質疑が行われた。

採決の結果、本法律案は全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案は、トリクロロエチレン等の有害物質により汚染された地下水について改善傾向が見られないため、中央環境審議会からの答申「地下水の水質の汚濁を防止するための水質浄化対策の在り方について」（平成8年2月20日）等を受けて提出された。

その内容は、汚染された地下水の水質の浄化のための措置を定めるとともに、油の流出による水質汚濁の防止を図るため、事故時の措置に関する規定を整備しようとするものである。

本法律案は本院先議で審査が行われ、委員会においては、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による汚染の実態、措置命令を内容とする本法律案の

実効性、汚染原因者が不明等の場合の対応、硝酸性窒素をはじめとする未規制有害物質に対する今後の対応、地方公共団体に対する技術的・財政的支援措置、土壤汚染に対する今後の取組方などの質疑が行われた。

採決の結果、本法律案は、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

#### [国政調査等]

2月6日、茨城県つくば市にある国立環境研究所を視察した。

同月21日、岩垂環境庁長官の所信及び平成8年度環境庁関係予算について説明を聴取し、28日に質疑を行った。

湖沼の水質保全対策、環境教育への取組方、志賀原発2号機建設に伴う環境影響評価、水俣病問題解決策をめぐる国の対応、環境基本法理念の具体的施策への反映状況、環境基本計画の実行状況、環境アセスメント制度の法制化の目途、生物多様性国家戦略の具体的な内容と取組方、ごみ収集の有料化の検討、環境産業に対する刺激策、環境ODAに対する環境庁の関わり方、CO<sub>2</sub>排出量の2000年における1990年レベルでの安定化の見込み、太陽光発電を含めた新エネルギーの技術開発の見通しと原子力問題への対応、環境基本計画の地方公共団体レベルにおける取組方、バイオ施設の環境保全対策、マルチメディア・高度情報通信社会の進展が環境政策に果たす役割、千歳川放水路問題への対応などの問題が取り上げられた。

また、3月15日の調査においては、環境アセスメントの運用実態、イヌワシ等希少野生動植物種の保護対策、廃棄物の海洋投棄問題、水俣病対策などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度公害等調整委員会及び環境庁予算について審査を行い、在日米軍基地の環境問題への対応、肺がんの男性死亡率増大と大気汚染との関係、緑の国勢調査で明らかになった自然林減少への対応、マガノの伊豆沼への集中化問題、フロン回収処理に対する国の対応、水俣病の発生・拡大に対する国の責任などの問題について質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成8年1月22日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成8年2月21日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 公害対策及び環境保全の基本施策について岩垂環境庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 平成8年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月28日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について岩垂環境庁長官、政府委員、文部省、資源エネルギー庁、科学技術庁、環境庁、労働省、経済企画庁、警察庁、厚生省、郵政省、建設省及び北海道開発庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月15日（金）（第4回）

- 環境アセスメントの運用実態等に関する件、イヌワシ等希少野生動植物種の保護対策に関する件、廃棄物の海洋投棄問題に関する件、水俣病対策に関する件等について岩垂環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月8日（月）（第5回）

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について岩垂環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月10日（水）（第6回）

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について岩垂環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。  
(閣法第62号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月24日（水）（第7回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について岩垂環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第8回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について岩垂環境庁長官、政府委員、農林水産省及び運輸省当局に対し質疑

を行った後、可決した。

(閣法第73号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第9回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
(総理府所管（公害等調整委員会、環境庁）)について岩垂環境庁長官、  
政府委員、林野庁、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月18日（火）（第10回）

- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日（水）（第11回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任については委員長に一任した。

### （3）成立議案の要旨・附帯決議

#### 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

##### 【要旨】

本法律案は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等の有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のため必要な措置を定めるとともに、油の流出事故による水質汚濁を防止するため、事故時の措置に関する規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

## 2 事故時の措置

特定事業場の設置者及び重油その他の油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設を設置する工場又は事業場の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出なければならないこととし、また都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができること。

## 3 その他

地下水の水質の浄化に係る措置命令を規定すること等に伴い、罰則規定その他の規定及び関係法律について所要の整備を行うこと。

## 4 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行すること。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 地下水保全対策の総合的な推進を図るため、地下水の水質汚濁に係る環境基準を早急に設定すること。
- 2 硝酸性窒素等未規制の有害物質による地下水汚染に関して、その健康影響、汚染機構、対策手法等を十分調査するとともに、その結果に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- 3 汚染原因者が不明等の場合における浄化対策の実施主体、費用負担のあり方等について検討を行い、改正法の施行状況を踏まえつつ結論を得るよう努めること。
- 4 汚染源究明調査を実施する地方公共団体に対して、技術的援助等適切な支援措置を講ずること。
- 5 地下水汚染と密接に関連する土壤の汚染についても、総合的な浄化対策制度の確立に向けて引き続き検討を進めること。
- 6 地下水の状態に係る科学的知見の充実に努めること。

右決議する。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）

### 【要 旨】

本法律案は、大気中からベンゼン等多様な有害物質が検出されているなど近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガス規制の対象の拡大、建築物の解体等の作業に伴う特

定粉じんの排出・飛散の防止、事故時の措置の充実等に関する規定の整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

## 1 有害大気汚染物質対策の推進

- (1) 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの（既に措置されているものを除く。）を「有害大気汚染物質」と定め、有害大気汚染物質対策は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって健康被害が未然に防止されるようにすることを旨として実施されなければならないこと。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出・飛散を抑制するために必要な措置を講ずること。
- (3) 国及び地方公共団体は、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康被害のおそれの程度の評価・公表、事業者に対する情報の提供及び住民に対する知識の普及に努めること。
- (4) 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質のうち排出・飛散を早急に抑制しなければならない物質については、指定物質抑制基準を定めることとし、都道府県知事は、同基準を勘案して、事業者に対し指定物質の排出・飛散の抑制について勧告及び報告を求めることができること。
- (5) 政府は、この法律の施行後3年を目途として、各種の事情を総合的に勘案して、改正後の有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

## 2 自動車排出ガス規制の対象の拡大

「自動車排出ガス」の定義規定を改め、自動車排出ガスに係る許容限度設定の対象に原動機付自転車（125cc以下の二輪車）を追加すること。

## 3 建築物の解体等の作業に伴う特定粉じん（アスベスト）の排出・飛散の防止

特定建築材料（吹付けアスベスト等）が使用されている建築物の解体等について作業基準を設定し、事業者に同基準の遵守義務を課すとともに、都道府県知事は、同基準を遵守していないと認められる事業者に対し、同基準に従うべきことを命ずることができること。

## 4 事故時の措置の充実

事故により大気汚染が生じた場合における応急措置義務の対象となる施設にはい煙発生施設を加えるとともに、事故発生時における都道府県知事への通報義務を事業者に課すこと。

## 5 施行期日

この法律は、公布の日から1年以内に施行すること。

## 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、各般にわたる大気汚染防止対策を一層強化すること。特に、近年の大気汚染については、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、低公害車の大量普及に向けて一層有効な手段を講ずるよう努めること。また、未規制車種である特殊自動車の排出ガスの排出抑制対策の検討を進めること。
  - 2 ダイオキシン等多種多様な有害物質が大気中から検出されていることにかんがみ、有害大気汚染物質対策の推進に当たっては、国民の健康被害の未然防止を旨として、科学的知見の充実を急ぎつつ、早期に実効性のある対策を講じ、いやしくも科学的知見が十分でないことをもって重要な対策が遅れることのないようにすること。
  - 3 有害大気汚染物質対策を効果的に推進するため、十分なモニタリング体制を早急に整備するとともに、健康リスクが高いと評価される物質など必要な物質については環境基準の設定等を早急に進めること。
  - 4 有害大気汚染物質の排出状況等に関する情報を的確に収集するとともに、国民の健康を保護する観点から必要な情報については、これを公表すること。
  - 5 本法附則第9項に基づく指定物質を早急に定めるとともに、それ以外の有害大気汚染物質についても、事業者による排出抑制の取組が確実に行われるよう適切な方策を講ずること。
  - 6 有害大気汚染物質を含めた化学物質について、その製造から廃棄に至るまでのすべての段階における環境リスクの低減を図るため、国際的な連携を積極的にとりつつ、総合的な安全管理制度についての検討を行うこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

• 内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
62	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 10 可決 附帯決議	8. 4. 12 可決	8. 5. 17 環境	8. 5. 24 可決 附帯決議	8. 5. 28 可決
73	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4. 23	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 9 環境	4. 17 可決 附帯決議	4. 19 可決